

### 外国人登録法

## 6月1日から かわります

■指紋の押なつは、原則として1回だけ行えばよいこととなります。

(登録されている人物と申請者との同一性が指紋によらなければ確認できない場合等の理由により、特に市町村長から指紋の押なつを命ぜられた場合を除き、再度押なつすることは不要となります。)

### 指紋の押なつは1回

■新規登録等の申請の際、提出する写真(同一ネガのもの2枚)のサイズは、縦4センチメートル、横3センチメートルになります。



■16歳以上の外国人に交付される外国人登録証明書は、携帯に便利なカード型となります。(当分の間即日交付できません)

■氏名、生年月日、性別、国籍について変更登録若しくは登録の訂正が行われたとき、又は登録証明書の記載欄に余白がなくなった場合に、更に変更登録が行われたときは、登録証明書の引替交付の申請をしなければなりません。

■カード型の登録証明書を交付された方の次回切替(確認)申請の期間は、原則としてその後の5回目の誕生日から30日以内となります。

(新しい登録証明書の次回確認申請期間の記載に注意してください。)

### 空港公団

## 航空機による電波障害で テレビの映りが悪いときは

新東京国際空港公団では、航空機によるテレビ電波受信障害が発生した場合には、フラッター防止アンテナを設置します。また、倒壊した場合には修理を行っています。

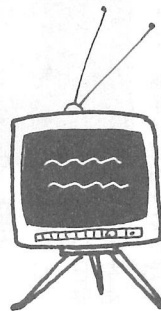
### ■新規設置

一度もフラッター防止アンテナを設置したことがなく映りが悪い

■修理

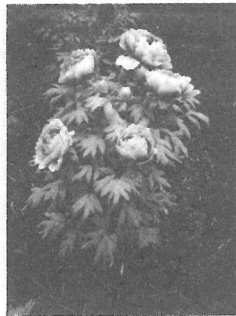
- ・自然現象(強風等)による故障
- ・老朽化による故障

設置と修理については、企画空港対策課(内線26)へ



## 農地の無断転用は やめましょう

農地を宅地などに転用するときは、必ず農業委員会に届出てください。許可が必要です。



### 6月1日は

## 人権擁護委員法が 施行された日です

人権は、人間が生きていくうえで最も大切な権利です。この基本的人権を擁護し見守る、いわゆる民間人による人権の番人が人権擁護委員です。町には、横芝町長から推せんされて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

横芝 135512  
椎名 豊(☎4478)  
北清水 2500

鈴木 栄(☎2750)  
長倉 122011  
吉川義男(☎1319)  
相談は無料で、秘密は守られます。

安心してご相談ください。  
相談日は、第1・第2・第3火曜日の午後1時半からです。